



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.1

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026 年 8 月 8 日

Sponsor: Albania, Cyprus, Germany, Estonia, France, Hungary, Italy, Montenegro, Netherlands, Portugal, Spain, Sweden, the United Kingdom, Ukraine

第 25 回ローマ規程締約国会議は、

ローマ規程の根本理念である「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪に対する不処罰の根絶」および「法の支配」の堅持を再確認し、

各締約国の司法主権および補完性の原則を尊重しつつ、国際刑事裁判所（ICC）の実効性強化および制度改革を達成することが急務であることを強調し、

司法手続の遂行においては、不処罰の根絶のみならず、国際平和の維持および当事国の政治的・社会的安定との調和が不可欠であることを認識し、

予備調査および裁判手続きの長期化、財政負担の増大、ならびに逮捕状執行や捜査協力における加盟国の不協力が裁判所の実効性を阻害している現状を遺憾に思い、

非締約国や大国による外部からの政治的圧力および裁判所関係者への不当な独自制裁が、ICC の独立性と信頼性を著しく脅かしていることを認識し、

補完性の原則がローマ規程の基盤であることを再確認し、裁判所（ICC）が国内司法手続きおよび国家の能力を評価する際、最大限の透明性、客観性、および予測可能性を確保することの不可欠性を強調し、

画一的な「非協力」認定は不履行の根本原因に対応できていないことを認識し、制度的欠如に直面する国家と意図的に協力を拒否する国家を構造的に区別し、それぞれに適した対応を講じる必要性を強調し、

1. 当事国からの申請に基づき、平和構築プランを以下の厳格な条件のもとで運用することを決定する：

- a. リスク予測評価：当該元首の即時問責が国家の安定に及ぼす直接的リスクを予測・評価した報告書の提出、
- b. 和平プロセス連動型司法：国内の和平および政権移行プロセスの進捗段階に応じた司法タイムラインの設定、
- c. 法的拘束力あるロードマップと調査：期限（年数）を明確にした政権移行ロードマップの提出、および猶予継続の条件として、履行状況を検証するための ICC による定期的な現地調査・監視の実施；

2. 加盟国の固有の国内事情および司法上の制約を十分に考慮し、補完性の原則を堅持する必要性を強調するとともに、裁判所（ICC）に対し以下を要請する：

- a. 非協力認定における透明性の確保：公式な非協力認定（Non-cooperation finding）を行う前に、独立した客観的な現地事実調査および二国間協議を必須とすること、
 - b. 非協力基準の明確化：治安や能力の制約に起因する「協力不能」と「意図的な非協力」を明確に区別するガイドラインを策定し、国家の政治的複雑性が公正に評価されるよう保障すること、
 - c. 第 98 条（第三国の免責義務）の考慮：ローマ規程第 98 条に基づく「第三国の免責義務」に関し、加盟国が直面する外交的・法的ジレンマを考慮し、法的な義務の衝突を回避すること；
3. 現職元首に対する司法手続きの条件付き時限猶予メカニズムとして「平和構築プラン」を設立し、裁判所（ICC）に以下の累積条件に基づく審査を義務付ける：
 - a. 統治影響評価書：現職元首の不即時問責に伴う国家崩壊、権力の空白、または重大な内乱リスクを予測し、国家安定における当該人物の不可欠性を示す公式評価ペーパーの提出、
 - b. 和平プロセス連動型司法：国内の和平条約および政権引き継ぎプロセスの客観的な進捗段階に応じた司法タイムラインの設定、
 - c. 法的拘束力あるロードマップと報告義務：後継政権（新指導部）に対し、政権移行を完了させ、[X] 年以内[※明日決定]に ICC へ年次進捗報告ペーパーを提出することを義務付けるロードマップの提示；
 4. 猶予期間中、ロードマップの履行状況を監視するための定期的な現地調査・検証を ICC に義務付け、約束の不履行または指定された[X]年以内の引き継ぎ未完了が発生した場合、直ちに猶予を取り消し、全司法手続きを再開することを決定する；
 5. 第 87 条(7)に基づく非協力認定において、国家の「協力不能」と「意図的な非協力」を明確に区別する客観的ガイドラインを求め、以下を ICC および締約国会議（ASP）に要請する：
 - a. 公式な非協力認定を行う前に、独立した現地事実調査および当事国との二国間協議を必須とすること、
 - b. 制度的スキルの欠如、深刻な治安危機、または歴史的・外交的複雑性に直面している国を「意図的な非協力国」と分類しないための明確な判断基準を策定すること；
 6. 加盟国が法的な義務の板挟みに陥ることを防ぎ、補完性の原則を尊重するため、ローマ規程第 98 条に基づく「第三国の免責義務」と協力義務を調和させるための明確な法的ガイドラインを策定することを ASP に要請する；
 7. 裁判所（ICC）に対し、国家による国内捜査・訴追の有無およびその能力を評価（補完性の審査）する際、その判断に用いた基準および理由について最大限の透明性を確保し、事前に対象国との公式対話を行った上で、以下の事項を明確に記した「補完性評価報告書」を作成・公表することを要請する：
 - a. 国内捜査・訴追の実施状況：当該国家における国内捜査、公判手続きの具体的な実施状況および進捗、
 - b. 意思および能力の評価：当該国家が自国において自ら捜査・訴追を実施する真正な意思および客観的能力、
 - c. 犯罪の性質および重大性：対象となる犯罪の性質、深刻度、および裁判所が介入すべき重大性（Gravity）、
 - d. 補完性原則への適合性：ICC による介入・管轄権行使が補完性の原則に適合しているか否か、ならびに当該国家の法的秩序および政治的安定性に及ぼす影響の総合的評価。